

令和5年度

公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団職員採用試験受験案内

公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団総務課

公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団職員の採用試験を次により行います。

第一次試験日 令和6年2月4日(日)

受付期間 令和6年1月22日(月)まで(必着)
※ 受付は郵送のみ

〒273-0005 船橋市本町2丁目7番8号
船橋市福祉ビル2階
公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団 あて

1 試験区分・採用予定人員及び受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格
一般職員	1名	昭和39年4月2日以降に生まれた人で、民間企業等での職務経験(経理)が直近7年中5年以上ある人 (令和5年11月30日現在)

注意) 受験資格については、「5 受験資格の詳細について」を必ずご確認ください。
上記において、活字印刷文による出題に対応できる人が受験できます。

2 職務内容等

試験区分	主な職務内容
一般職員	総務経理等の業務及びシルバー事業の業務に従事します。

ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心身耗弱を原因とするもの以外)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時・場所

試験	日時	試験会場
第一次試験	令和6年2月4日(日) 午前9時45分集合	船橋市福祉ビル6階会議室
第二次試験	令和6年2月中旬予定	第一次試験合格者に通知します。

第一次試験の持ち物 受験票、HBの鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム、黒ボールペン、時計（携帯電話等は使用不可）

※試験会場、集合時間は申込状況により変更する場合があります。返送する受験票に試験会場・集合時間を指定しますので必ず確認してください。

4 試験の内容

試験	内容	
第一次試験	基礎能力 適性検査	SPI3による基礎能力及び適正検査 —大学卒業程度—
第二次試験	個別面接	主として人物・性向等についての面接試験
	身体検査	健康状態についての申告書に基づく検査

5 受験資格の詳細について

- (1) 受験資格における「職務経験（経理）」は、民間企業等において週あたり35時間以上（※1）の勤務を1年以上継続して就業した期間が該当します。
- (2) 「直近7年中」とは、平成28年12月1日から令和5年11月30日のことです。
- (3) 「民間企業等での職務経験（経理）」には、会社員、自営業者、公務員等としての経験が該当します。
- (4) 職務経験（経理）が複数ある場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- (5) 育児休業や病気休業等、職務に従事していない期間は職務経験に含みません。
- (6) 最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。
なお、5年以上の職務経験期間が確認できない場合は、合格を取り消します。
(※1) 週あたりの勤務時間は、就業規則等で定められた所定労働時間が該当します。
時間外勤務は該当しませんのでご注意ください。
- (※2) 同じ企業等の職務経験の中に、1か月以上の休業期間がある場合、休業期間前後の職務経験は継続するものとします。

6 合格者の発表

第一次試験の結果は令和6年2月初旬頃に、第二次試験の結果は令和6年2月下旬頃にそれぞれ合否を問わず、書面により本人に通知します。

なお、電話、はがき等での合否の問い合わせはお断りします。

7 採用予定時期 令和6年4月1日

受験資格がないこと、受験申込書その他提出書類の記載事項が正しくないことが明らかになった場合、或いは期日までに提出がなかった場合等は、合格又は採用を取り消すことがあります。

8 給与 238,928円～（地域手当を含んでいます。）

初任給は、経歴等を勘案のうえ、当事業団の規定に基づき優遇します。

上記は、引き続き令和6年3月31日まで週あたり35時間の職務経験がある場合の額です。

期末・勤勉手当は、年間4.40ヵ月。このほか、通勤・時間外勤務・扶養などの手当が支給要件に応じて支給されます。

（いずれも令和5年12月1日現在）

9 その他

この採用試験の結果については、口頭により開示を請求することができます（下表参照）。

なお、電話、はがき等による請求及び代理人の請求では開示できませんので、受験者本人が採用試験の結果通知及び運転免許証等本人を確認できる書類を持参のうえ、直接お越しくください。

請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第一次、第二次試験不合格	得点及び順位	各試験の結果発表から1ヶ月間	公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団総務課

受験申込手続

1 申込書等の記入

提出する書類

①受験申込書 1、2 及び 3 ②受験票 ③受験票返送用封筒「長形 3 号」(344 円分の切手を貼付)

* ①及び②の書類は受験案内に綴られていますので使用してください。

(1) 申込書の必要事項は全て本人が記入し、写真(縦 4cm、横 3cm)をのり付けしてください。

(2) 受験票に氏名を記入して切り取り、受験申込書 1、2 及び 3 と共に封筒に入れてください。受験票は受験番号を記入して返送しますので、受験票の送付を希望するあて先を記入した封筒「長形 3 号」に切手 344 円分を貼って同封してください。

2 申込方法

申込書は受付期間内に(公財)船橋市生きがい福祉事業団総務課まで郵送してください。

封筒には必ず住所・氏名を明記し、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。

(注意) 書類不備の場合は受け付けません。特に、写真、返送用封筒「長形 3 号」、切手(344 円分)、申込書の自署欄にはご注意ください。

3 郵送申込受付期間

令和 6 年 1 月 22 日(月)まで(必着)

4 受験票の交付

受験票は、受付締切日以降、返信用封筒「長形 3 号」に記入されたあて先に郵送します。

1 月 30 日(火)までに受験票が届かない場合は、下記問い合わせ先まで照会してください。

5 注意事項

受験資格がないこと、又は申込書の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがあります。なお、提出書類は、一切お返ししません。

問い合わせ先

公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団 総務課

午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土曜・日曜・祝日、年末年始を除く。

〒273-0005 船橋市本町 2 丁目 7 番 8 号 船橋市福祉ビル 2 階
TEL 047-435-1255